子燒たるごとくになりて生れ、母は命助るもあり、子生れ恙なくして母死するもあり、産後の麻疹も、重症なりとぞ、

〔赤斑瘡辨考證 一〕按に、疫瘡(エキサウ)は、麻疹(アカモガサ)、疱瘡(モガサ)、水痘(ヤブイモ)などの總名なり、

〔痘科辨要 七〕麻疹

夫世俗所謂水痘、以每歲被行、痘瘡三年、麻疹三七二十一年、率爲定期、然而其間有遲速傳染之異、是皆歲氣順逆所致、故未始必有定期也、寶曆壬申夏、列國麻疹大行、時余○池田瑞仙壯年在鄉、初療數十人、余亦患之、疹後餘毒變痢、裏急後重最甚、殆爲鬼奴、乃用聶氏導滯湯、而全平復、又安永丙申、客于藝州嚴島、是歲群國又大流布、於此益勉療之、餘數百人、又享和癸亥、自春至秋、王公士庶、嬰麻疹者、不可勝數、當時余在茲地、理療不下數千餘人、自壯至老、得親驗此厄者三焉、古人有言、三折肱、豈此之謂乎、因今攟摭古人之方、以爲治疹之的、登之於痘科之尾、其方論皆平生所躬試、而非捕風擊影之類、讀者察諸、

〔敎令類纂 初集十六〕慶安三庚寅年十月四日

疱瘡麻疹藪いも遠慮之覺○中略

一自身疹、藪いも相煩候はゞ、見へ候日ゟ三十五日を過候はゞ、御番ニ出し可申事、○中略

一疹、藪いも相煩候看病人、見へ候日ゟ三十五日御目見不仕候ニ付而、御供番之節御目見不仕候、

慶安三庚寅年十一月四日

〔敎令類纂 初集十六〕正德四甲午年十一月

覺○中略

一水痘煩候者、死候時は、看病之斷を申立、病人ニ付罷在候者は、病人死候日ゟ七日過候迄は、御目通江罷出候儀、差扣可申候、忌掛候者は、右日數之內ニ忌明候ハゞ、登城いたし、御番等も可相勤、